

京都市告示第 343 号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年1月7日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	大原8号線	左京区大原草生町364番地地先 同町322番地の1地先		
2	栗田経19号線	東山区長光町615番地地先 同町613番地地先		
3	有濟緯2号線	東山区巽町470番地地先 同町447番地地先		
4	五条通	下京区中堂寺北町40番地の2地先 同区中堂寺南町59番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)